

豊島区チームとしまロゴマーク  
使用ガイドライン

 TEAMとしま



基本 / シンボルマーク+ロゴタイプ



回転させることで「人」にも、チームとしまの「T」にも、としま(トシマ)の「ト」にも、そしてチームのつながりを表す「差し伸べる手」にも。さまざまな意味・姿に変化するロゴマーク。チームとしまの活力を赤で表現しています。

## 基本カラー

Red\_PANTONE P 48-8C



C 0	R 229
M 100	G 0
Y 100	B 18
K 0	

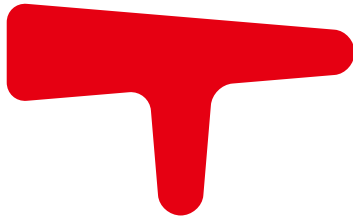
Black\_PANTONE P 179-16



C 0	R 35
M 0	G 24
Y 0	B 21
K 100	

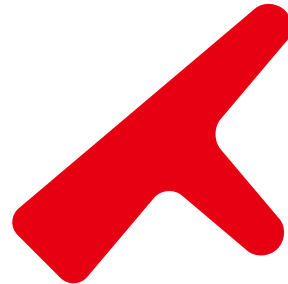
アニメーション(回転)での展開

「T」



チームとしまの「T」であり、TOSHIMAの「T」でもある  
ロゴマークの基本形。

「人」



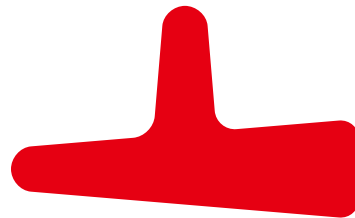
チームとしまを構成する「人」をモチーフとしたかたち。

「ト」



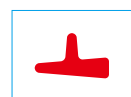
豊島区の頭文字である「ト」をカタカナで表現。

「手」

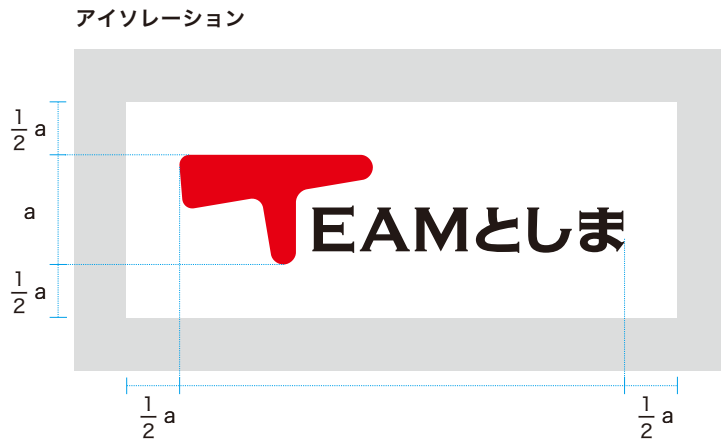


さまざまな業種や業態の垣根を越え、  
手を差し伸べ合う様子を表現。

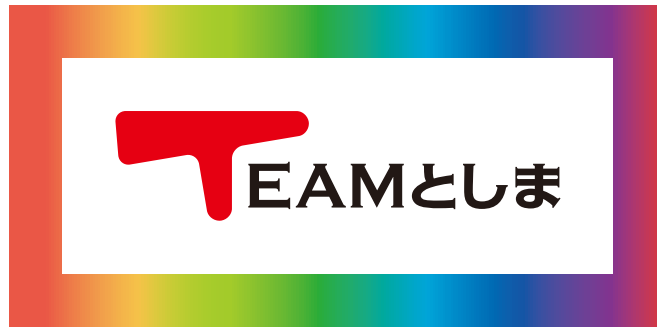
最小サイズ



基本/シンボルマーク



視認性が確保できない場合



モノクロ



■	C 0	R 159
	M 0	G 160
	Y 0	B 160
	K 50	

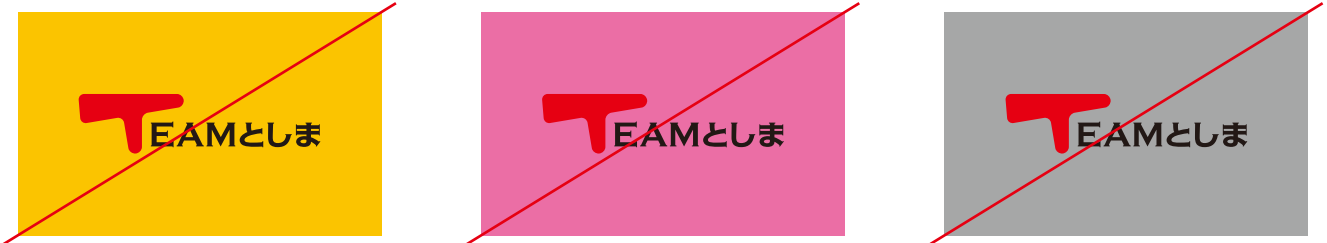
## カラーバリエーション

カラーに関しては原則規制なし。基本カラーをベースとしつつ、カラー展開可。(以下例)

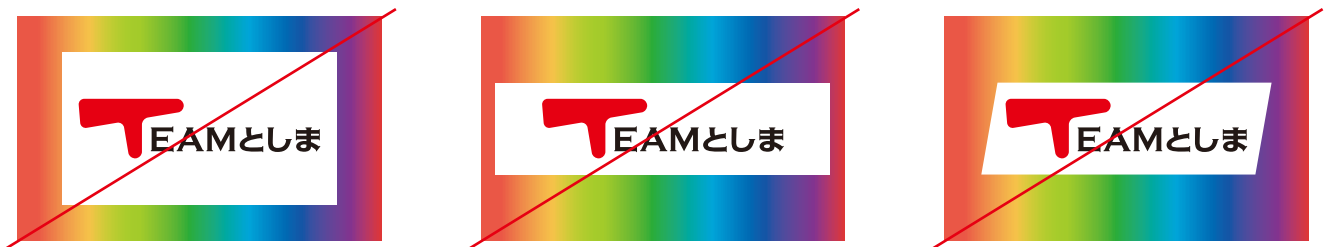


ロゴ使用にあたり、視認性を確保して使用してください

地の色が白でない場合、白囲みを外して表示してはならない



地の色が白でない場合の白囲みを变形してはならない



禁止事項

下記のような誤った使用は絶対に避けてください

縦横比を变形してはならない



斜体



回転



書体の変更



影付き



装飾加工



要素追加



位置の変更



色の変更



使用に当たって

## 01. 権利

ロゴマークに関する一切の権利は、豊島区に帰属します。

## 02. 使用の原則

どなたでも使用可能ですが、次に該当する場合は使用できません。

- ① 豊島区の信用や品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- ② 自己の商標や意匠にするなど、独占的に使用するとき。
- ③ ロゴマークを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれがあるとき。
- ④ 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- ⑤ 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- ⑥ そのほか、区長がロゴマークの使用について不相当と認めたとき。

## 03. 使用手続き

使用イメージを添えて、「06. 問い合わせ先」までご連絡ください。

## 04. 使用の中止

「02. 使用の原則」に反する場合や届出に事実と異なる点、虚偽又は不正があった場合、その他区が不相当と認める場合は、使用を中止していただきます。

## 05. その他

- ① このガイドラインに定める事項を遵守してください。
- ② ロゴマークの使用に関して事故・苦情等が発生した場合、使用者の責任で必要な措置を講じたうえ、「06. 問い合わせ先」までご連絡ください。

## 06. 問い合わせ先

豊島区政策経営部シティプロモーション課

〒171-8422

豊島区南池袋二丁目45番1号5階

電話 03-4566-2513 (直通) FAX 03-3980-5093

E-mail A0030077@city.toshima.lg.jp